

神奈川県E V急速充電設備整備費補助金実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県E V急速充電設備整備費補助金について神奈川県運輸部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱（令和6年4月23日制定。以下「要綱」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定める。

(交付申請の期日)

第2条 要綱第6条に掲げる交付申請の期日は、令和6年12月27日とする。

(補助事業完了の期日)

第3条 要綱第11条に掲げる補助事業完了の期日は、令和7年3月24日とする。

(実績報告の期日)

第4条 要綱第13条に掲げる実績報告の期日は、令和7年3月24日とする。

附 則

この要領は、令和6年4月23日から施行する。